

特殊土壌地帯対策の概要

平成 13 年 11 月

目

次

1．特殊土壤地帯の特性	1	(参 考)	
2．特殊土壤地帯の分布	2	1．「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」	6
3．「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」 の概要	3	2．特殊土壤地帯指定地域一覧	7
4．特殊土壤地帯対策の推進	4	3．第10次特殊土壤地帯対策事業計画	8
		4．特殊土壤地帯対策事業計画に基づく事業と「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」による国の負担割合の引上げの関係	9

1. 特殊土壌地帯の特性

特殊土壌地帯は、

- (1) 特殊土壌（表 - 1 のような特殊な火山噴出物、花崗岩風化土等特に侵食を受けやすい土壌）で覆われ、
 - (2) 台風の来襲頻度が高く、
 - (3) 雨量が極めて多いこと、
- 等から災害が発生しやすく、農業生産にも不利な面がある。

表 - 1 特殊土壌の種類

名 称	性 状	特 性	分 布
シラス	多量の軽石を含んだ火山灰土砂でできた厚い層（数十m～百m）	乾燥すると凝固し、水分を含むと崩れやすい。大規模な崩壊、地すべり、土砂流出が発生しやすいほか、農地は干害を受けやすい。	鹿児島県、宮崎県南部、熊本県の一部
ボ ラ	桜島周辺に分布する火山噴火に伴い噴出した比較的新しい粗粒の軽石が堆積した層（数cm～数十cm）	保水力が低く養分も乏しく作物の生育を著しく阻害。	鹿児島県（大隅半島）
コ ラ	開聞岳から噴出した細粒の火山噴出物が凝固した不透水性の固い層	非常に固い層で植物の根を通しにくい。	鹿児島県（薩摩半島南部）
赤ホヤ	浮石質の火山噴出物が風化を受けた土壌で極度に空隙が多い	植物の根の伸長を阻害し、土壌が流亡しやすい。	鹿児島、宮崎、愛媛、高知県の大部分と熊本、大分県の一部
花 崗 岩 風 化 土 （マサ）	花崗岩が風化した腐植の少ない黄褐色の砂土又は砂礫土で粘質に乏しい	降雨による崩壊、土砂流出が激しい。耕土は養分に乏しく、干害も起きやすく作物の生育は不良。	中国地方の大部分、九州、四国、近畿の一部
ヨ ナ	阿蘇火山からの噴出火山灰で粒子は細かく吸水性が高い	雨が降れば道路は泥道となり乾燥すると非常に固くなる。河川の侵食や農地の表土流出が著しい。	熊本県北東部、大分県西部
富士 マサ	富士山からの噴出火山灰、火山砂、火山礫等が熔岩に堆積し著しく固結したものや黒ボクに混入し風化作用により凝結したもの	通気性、透水性に乏しく作物の根の伸長を阻害し、干害を受けやすい。	静岡県北東部

2. 特殊土壌地帯の分布

- (1) 特殊土壌地帯は、国土の約 15 % (57,452km²)
- (2) 対象市町村は 561 (一部指定を含む)
人口は全国の 11 % (1,361万人)
- (3) 特殊土壌地帯を含む県は
 - ア．全域が特殊土壌地帯に指定..... 5 県
鹿児島、宮崎、高知、愛媛、島根県
 - イ．一部地域が特殊土壌地帯に指定..... 9 県
大分、熊本、福岡、山口、広島、岡山、鳥取、兵庫、静岡県
- (4) 特殊土壌地帯の指定
国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が国土審議会の意見を聴いて、一定の要件の地域を指定 (土壌種類、雨量、台風頻度、災害の発生状況)



図 - 1 特殊土壌地帯の指定地域

3. 「特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（「特土法」）」

の概要

(1) 「特土法」制定の背景

特殊土壌地帯は他の地域に比べ災害が多く、農業生産にも不利な面がある。このため、通常の方策では災害の防除と農業生産力の向上が困難であり、このことは、国家的、地域的な経済発展、住民福祉の向上にとって大きな障害となっていた。

(2) 「特土法」の制定及び改正の経緯

ア．特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を目的として昭和27年4月25日に制定（議員立法、建設委員会、5年間の時限法）

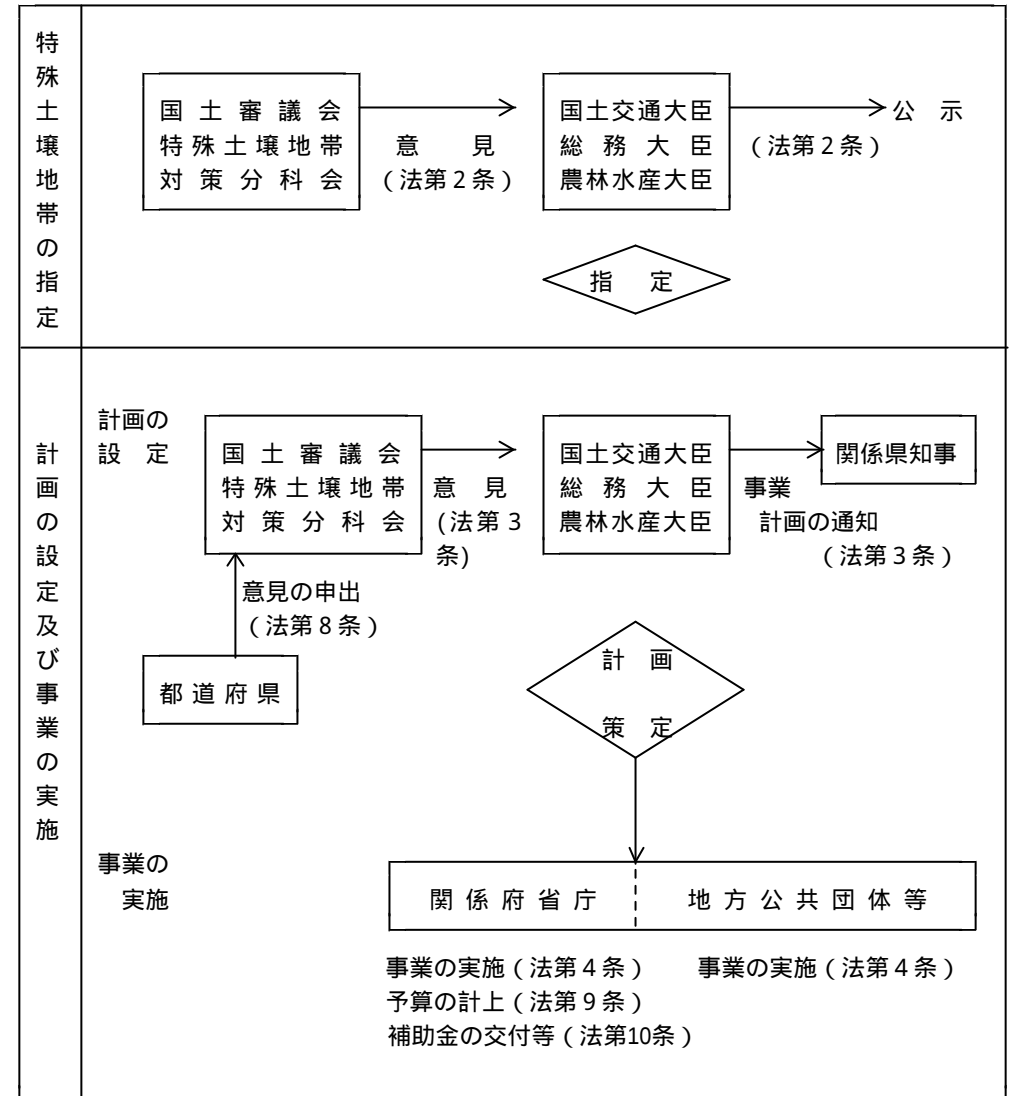
イ．昭和31年、36年、41年、46年、52年、57年、62年、平成4年、9年に期限の延長

ウ．現行の「特土法」の有効期限は平成14年3月31日

（法制定と改正の経緯）

法律制定	昭和27年4月25日
有効期限	昭和32年3月31日
第一次改正	昭和31年3月23日
有効期限	昭和37年3月31日
第二次改正	昭和36年5月20日
有効期限	昭和42年3月31日
第三次改正	昭和41年6月3日
有効期限	昭和47年3月31日
第四次改正	昭和46年4月20日
有効期限	昭和52年3月31日
第五次改正	昭和52年3月18日
有効期限	昭和57年3月31日
第六次改正	昭和57年3月31日
有効期限	昭和62年3月31日
第七次改正	昭和62年3月31日
有効期限	平成4年3月31日
第八次改正	平成4年3月31日
有効期限	平成9年3月31日
第九次改正	平成9年3月31日
有効期限	平成14年3月31日

(3) 「特土法」の体系



4．特殊土壌地帯対策の推進

(1) 特殊土壌地帯対策事業計画の設定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定め、関係県知事に通知（法延長に合わせ5年ごとに事業計画を設定）。

(2) 特殊土壌地帯対策事業の実施状況

昭和27年から5か年毎に設定された事業計画（特土計画）は、これまで、おおむね計画どおり実施されている。

第1次～第10次までの計画額の合計は10兆2,987億円、実績額は10兆1,852億円、達成率は99%。現在の第10次計画は、計画額1兆9,581億円、実績額2兆2,987億円、達成率は117%程度となる見込みである。（平成13年度分については見込額）

表 - 2 特 土 計 画 の 推 移

（億円、％）

事 業 計 画	計画額 A	実績額 B	進捗率 B / A
第 1 次（昭27～昭31）	5 6 7	2 1 9	3 9
第 2 次（昭32～昭36）	4 0 6	3 1 8	7 8
第 3 次（昭37～昭41）	9 5 4	9 4 7	9 9
第 4 次（昭42～昭46）	2 , 1 7 6	2 , 4 2 6	1 1 2
第 5 次（昭47～昭51）	5 , 4 4 6	5 , 3 5 8	9 8
第 6 次（昭52～昭56）	1 1 , 7 5 0	1 2 , 9 8 5	1 1 1
第 7 次（昭57～昭61）	1 8 , 3 2 3	1 4 , 2 2 3	7 8
第 8 次（昭62～平 3）	1 8 , 8 0 2	1 8 , 3 0 3	9 7
第 9 次（平 4～平 8）	2 4 , 9 8 1	2 4 , 0 8 6	9 6
第10次（平 9～平13）	1 9 , 5 8 1	2 2 , 9 8 7	1 1 7
合 計	1 0 2 , 9 8 7	1 0 1 , 8 5 2	9 9

（注）第10次計画の実績額は9～12年度実績に13年度見込を加えたものである。

(3) 特土計画に基づく優遇措置等

ア．昭和36年度から、特土計画に基づく事業に対して、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」(後進地域開発特例法)による補助特例が適用されている。

現在、島根、宮崎、鹿児島など10県に対し県の財政力に応じて国庫負担率の引上げ措置が講じられており、その引上げ額は年間約70億円となっている。

イ．特土計画に基づく農地保全整備事業のうちシラスに係るものについて、その負担金に充てるために起こした地方債の元利償還金の一部が基準財政需要額に算入されている。

(4) 事業の実施

特殊土壌地帯対策事業は、「特土法」によるほか、それぞれの事業に関する法律等の規定に従い、国や地方公共団体等が実施。一部では予算措置による特例措置もある。

表 - 3 後進地域開発特例法による国庫負担率引き上げ率

県 名	平 9 年度	平10年度	平11年度	平12年度	平13年度
鳥 取	1.22	1.22	1.22	1.22	1.23
島 根	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25
岡 山	-	-	-	1.01	1.04
山 口	1.04	1.03	1.03	1.06	1.08
愛 媛	1.10	1.09	1.09	1.09	1.11
高 知	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
熊 本	1.12	1.11	1.11	1.12	1.13
大 分	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17
宮 崎	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20
鹿 児 島	1.18	1.16	1.16	1.16	1.18

表 - 4 その他の予算措置

区 分	対 象 事 業
1補助率のかさ上げ	・ 国営かんがい排水事業(一定の規模のもの) 2/3 → 70%
2事業へのの特例	・ 畑地帯総合整備事業、緑資源公団事業の一部 (土壌改良を実施可能)
3補助対象限度額の特例	・ がけ地近接等危険住宅移転事業 ・ 防災集団移転促進事業

参考 - 1 「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」

(目 的) (昭和27年 法律第96号)

第1条 この法律は、特殊土じょう地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基く事業を実施することによつて、特殊土じょう地帯の保全と農業生産力の向上とを図ることを目的とする。

(特殊土じょう地帯の指定)

第2条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、しばしば台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、かつ特殊土じょう(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しよくを受けやすい性状の土じょうをいう。以下同じ。)でおおわれ地形上年年災害が生じ、又は特殊土じょうでおおわれているために農業生産力が著しく劣っている都道府県の区域の全部又は一部を特殊土じょう地帯として指定する。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(特殊土じょう地帯対策事業計画の設定)

第3条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第1条の目的を達成するために必要な特殊土じょう地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の事業計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

(事業の実施)

第4条 前条第1項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国土審議会)

第5条 国土審議会(以下「審議会」という。)は、特殊土じょう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に対し、意見を申し出ることができる。

第6条及び第7条 削除

(関係地方公共団体等の意見の申出)

第8条 関係地方公共団体その他の者は、第3条第1項の事業計画に関し、審議会に対して意見を申し出ることができる。

(国の予算への経費の計上)

第9条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第3条第1項の事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

(特別な助成)

第10条 国は、第3条第1項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、地方財政法(昭和23年法律第109号)第16条(補助金の交付)の規定に基く補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

2 国は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第22条(無償貸付)又は第28条(譲与)の規定にかかわらず、第3条第1項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、その事業の用に必要な普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則(抄)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、平成14年3月31日限りその効力を失う。

参考 - 2

特殊土壌地帯指定地域一覧

県名	指定地帯	土壌分布
鹿児島県	全域（奄美群島を除く）	シラス・ボラ コラ・赤ホヤ
宮崎県	全域	赤ホヤ・シラス 花崗岩風化土
高知県	全域	赤ホヤ
愛媛県	全域	赤ホヤ 花崗岩風化土
島根県	全域	花崗岩風化土
熊本県	熊本市の一部、人吉市、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡、鹿本郡の一部、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、球磨郡	ヨナ・赤ホヤ 花崗岩風化土
大分県	大分市の一部、別府市の一部、竹田市、杵築市の一部、速見郡、大分郡、大野郡、直入郡、玖珠郡	赤ホヤ・ヨナ
福岡県	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	花崗岩風化土
山口県	宇部市の一部、山口市の一部、徳山市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、新南陽市、大島郡、玖珂郡、熊毛郡、都濃郡、佐波郡、吉敷郡	花崗岩風化土

県名	指定地帯	土壌分布
広島県	広島市の一部、呉市、竹原市、三原市、尾道市の一部、因島市、福山市の一部、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸郡、佐伯郡、山県郡、高田郡、賀茂郡、豊田郡、御調郡、世羅郡、沼隈郡、深安郡、芦品郡	花崗岩風化土
岡山県	岡山市の一部、倉敷市の一部、玉野市、笠岡市、井原市、総社市の一部、御津郡の一部、赤磐郡の一部、和気郡の一部、児島郡、浅口郡、小田郡の一部、吉備郡、上房郡の一部	花崗岩風化土
鳥取県	倉吉市、八頭郡、東伯郡、西伯郡の一部、日野郡	花崗岩風化土
兵庫県	神戸市の一部、西宮市、芦屋市、宝塚市の一部、洲本市の一部、津名郡	花崗岩風化土
静岡県	沼津市の一部、富士宮市、富士市の一部、御殿場市、裾野市、駿東郡、富士郡	富士マサ

注：１．特土地帯の指定は、郡又は市が最小単位である。

２．県内の大部分の郡及び市が指定され得る場合は、全県指定となっている。

参考 - 4

特殊土壌地帯対策事業計画に基づく事業と「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」による国の負担割合の引上げの関係
(○……………事業の全部が対象 ……………事業の一部が対象 ×……………該当なし)

事業区分		特殊土壌地帯対策事業計画がなくとも負担割合の引上げの対象となるもの	特殊土壌地帯対策事業計画によってのみ負担割合の引上げの対象となるもの	、の 総合
治山	直轄			
	直轄治山	○		○
	直轄治山激甚災害 対策特別緊急事業	○		○
	直轄地すべり防止	○		○
	補助			
	山地治山	} 1、2級河川の流域での事業	} 左以外の地域での事業	○
	保安林管理道整備			○
	防災対策総合治山			○
	治山等激甚災害 対策特別緊急			○
	災害関連緊急治山			○
防災林造成	×	なだれ防止林造成を除く		
保安林整備	×	○	○	
環境保全 保安林整備	×	○	○	
地すべり防止	} 1、2級河川の流域での事業	} 左以外での地域での事業	○	
災害関連緊急 地すべり防止			○	
河川改修	直轄	○		○
	補助			
	広域基幹河川改修	○		○
	広域一般河川改修	○		○
	局 部 改 良	×	○	○

事業区分		特殊土壌地帯対策事業計画がなくとも負担割合の引上げの対象となるもの	特殊土壌地帯対策事業計画によってのみ負担割合の引上げの対象となるもの	、の 総合
砂防	都市河川	○		○
	河川激特	○		○
	直轄			
	直轄砂防	○		○
	直轄火山砂防	○		○
	直轄地すべり	○		○
	直轄砂防	○		○
	災害関連緊急	○		○
	直轄地すべり対策	○		○
	災害関連緊急			
補助	通常砂防	} 1、2級河川の流域での事業	} 左以外の地域での事業	○
	火山砂防			○
	砂防激甚災害対策特別緊急			○
	特定緊急砂防			○
	災害関連緊急砂防	} 事業		○
	地すべり対策			○
	地すべり激甚災害対策特別緊急			○
	特定緊急地すべり対策			○
	災害関連緊急地すべり対策			○
	治水ダム	○		○
急傾斜地崩壊対策		シラス対策のみ	×	

